

【QUICPay 会員規定（個人用）】

第1条（目的等）

- 1.本規定は、株式会社日専連ホールディングス（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」、当社と併せて「両社」という。）ならびにJCBの提携するカード発行会社が共に運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という。）の内容、利用方法、ならびに第2条第1項(2)に定める指定本会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員と当社との間の契約関係等について定めるものです。
- 2.本規定は、第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員の本決済システム利用について第2条第1項(2)に定める指定本会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、当社所定の会員規約（以下「会員規約」という。）におけるのと同様の意味を有します。

- (1)「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を有する両社所定の非接触式ICチップを搭載したカード等をいいます。
- (2)「指定本会員」とは、会員規約に定める本会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。
- (3)「親カード」とは、指定本会員が会員規約に定める本会員として貸与されまたは貸与されている当社発行のクレジットカードのうち、指定本会員が本決済システム利用代金の支払方法としてあらかじめ指定するクレジットカードをいいます。
- (4)「QUICPay会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。
 - ①指定本会員
 - ②指定本会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本会員の家族のうち、本規定を承認のうえ指定本会員の同意を得て本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方（以下「QUICPay家族会員」という。）
- (5)「QUICPay加盟店」とは、両社が定める所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (6)「QUICPay端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するためのQUICPay加盟店に設置された端末をいいます。
- (7)「QUICPayID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

第3条（本カードの発行および貸与）

- 1.指定本会員およびQUICPay会員となろうとする者（以下「QUICPay入会申込者」という。）は、当社所定の『QUICPay入会申込書』等に必要事項を記入し、または当社が通知もし

くは公表する方法に従い、本決済システムの利用を申し込むものとします。(以下「本入会申し込み」という。)

- 2.当社は、QUICPay 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する本カードを貸与します。なお、当社は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
 - (1)本入会申し込みの際し、虚偽の事実を記入もしくは申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
 - (2)本入会申し込みの際し、あらかじめ指定した親カードが無効である場合。
- 3.指定本会員および QUICPay 会員と当社との間の本決済システム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をした時に成立します。
- 4.本カード上には、QUICPay 会員名、QUICPayID および有効期限等(以下「本カード情報」という。)が表示されます。本カードは、その貸与を受けた QUICPay 会員本人以外、使用できません。
- 5.QUICPay 会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、QUICPay 会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
- 6.QUICPay 会員は、自己に貸与された本カードに搭載された IC チップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
- 7.QUICPay 会員が前二項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用は QUICPay 会員本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はすべて指定本会員の負担とします。

第4条 (QUICPay 家族会員等)

- 1.指定本会員は、本規定を承認の上、QUICPay 入会申込者のうち QUICPay 家族会員になろうとする者の本入会申し込みの際にそれらの者が本決済サービスを利用することにつき同意することにより、当該 QUICPay 家族会員に対し、自己に代わって本決済システムを利用する一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与するものとします。
- 2.指定本会員は、前項に定める本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、当社所定の方法により、QUICPay 家族会員による本決済システムの利用の中止を申し出るものとします。指定本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第5条 (有効期限、更新)

- 1.本カードの有効期限は、本カード上に表示された年月の末日までとします。
- 2.当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない QUICPay 会員のうち、当社が審査のうえ、引き続き QUICPay 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。

第6条（カード発行手数料）

指定本会員は、本カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、本カードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社が通知または公表する本カード発行手数料（QUICPay 家族会員の分も含みます。）を、親カードで支払うものとします。

第7条（届出事項の変更等）

- 1.指定本会員および QUICPay 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2.前項の届け出がないために当社からの通知書その他の送付書類が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、前項の変更の届け出を行わなかったことについて、指定本会員および QUICPay 会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
- 3.QUICPay 会員に対する通知書その他の送付書類は、指定本会員の届出住所宛に発送するものとします。

第8条（本カードの再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由により QUICPay 会員が希望した場合、当社が審査のうえ、原則として本カードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合は本カードを発行しない場合があります。この場合、指定本会員は、再発行された本カードにつき、当社が通知または公表する本カード再発行手数料（QUICPay 家族会員の分も含みます。）を親カードで支払うものとします。

第9条（本カード利用方法）

- 1.QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等当社所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、親カードを提示し、または署名をする必要はありません。
- 2.前項にかかわらず、QUICPay 加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第10条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、QUICPay 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
- 3.QUICPay 会員は、第15条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
 - (1)本カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPay 端末において本カードの取り扱いができない場合。
 - (2)親カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
 - (3)その他、当社が、QUICPay 会員の本カード利用状況および指定本会員の信用状況等に

より QUICPay 会員の本カード利用を適当でないと判断した場合。

第10条（本カードの利用可能な金額）

- 1.QUICPay 会員は、親カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内において当社が認めた場合に、本カードを利用することができます。
- 2.前項にかかわらず、QUICPay 会員による本カード利用は、1 回あたり金 20,000 円を上限とします。

第11条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

- 1.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。
 - (1)QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いすること。
 - (2)QUICPay 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
- 2.QUICPay 加盟店と当社、JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
 - (1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。
 - (2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。
 - (3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対し立替払いすること。
- 3.商品の所有権は、当社が債権譲渡を受けたときまたは立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。

第12条（本カード利用代金の支払区分および支払方法）

- 1.本カード利用代金の支払区分は、「ショッピング 1 回払い」に限られます。ただし、親カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
- 2.本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は親カードの利用とみなされません。
- 3.指定本会員は、会員規約に定める親カードの利用代金の支払方法と同様の方法で、本カード利用代金を支払うものとします。
- 4.指定本会員は、親カードの会員番号、有効期限等が当社により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

第13条（QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等）

- 1.指定本会員および QUICPay 会員は、当社所定の方法により、本規定を解約または QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会し

た場合には、指定本会員は当然に本規定を解約されます。

2.指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。

なお、指定本会員が本規定を解約された場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。

(1)指定本会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。

(2)指定本会員が QUICPay 会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。

3.QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)、(6)については当然に会員資格を喪失します。

(1)QUICPay 会員が、本規定または会員規約に違反した場合（ただし、次号を除く。）。

(2)QUICPay 会員が、本規定または会員規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合。

(3)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。

(4)本カードの最終使用日より当社が別途通知または公表する一定期間本決済システムの利用がない場合。

(5)指定本会員が第 4 条第 2 項に定める方法により QUICPay 家族会員による本カードの利用の中止を申し出た場合。

(6)QUICPay 会員が、QUICPay 会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。

4.QUICPay 会員は、前三項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、ただちに本カードを返却し、または本カードに切込みを入れて廃棄しなければならないものとします。

5.QUICPay 会員は、当社が第 3 条、第 5 条または第 8 条に基づき送付した本カードについて、QUICPay 会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay 会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

第 14 条（本カードの紛失・盗難）

本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されるものとし、同規定による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

第 15 条（本サービスの一時停止、中止）

1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、指定本会員および QUICPay 会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。

(1)本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。

(2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが

困難である場合。

- (3)その他、当社が本決済システムの運用を緊急に一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合。
- 2.当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、指定本会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運用を一時停止または中止することができます。
- 3.前二項に定める本決済システムの運用の一時停止または中止により、指定本会員、QUICPay 会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は故意または過失がない限り、一切責任を負いません。

第16条（適用関係）

本規定に定めのない事項については、すべて会員規約を準用するものとします。

第17条（規定の改定）

- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページで公表する方法又は当社所定の方法により会員へ通知するなどにより会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。
 - 1) 変更内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - 2) 変更の内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- 2.当社があらかじめ変更内容を通知又はホームページで公表するなどにより会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本カードを使用した場合には、会員は、変更事項又は新会員規定を承認したものとみなし、以後変更後の規定が適用されるものとします。

【個人情報の取扱に関する条項】

第18条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、当社が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第7条に基づき届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、QUICPay 会員等と当社との間の契約内容に関する事項。
 - ③QUICPay 会員の本カードの利用の有無・内容、支払い状況、お問い合わせ内容等。

(2)以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①当社のクレジットカード事業その他の当社の事業（当社の定款記載の事業をいう。以下「当社事業」という場合において同じ。）における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

②当社事業における宣伝物の送付等、当社または QUICPay 加盟店（第 2 条に定めるものをいう。）等の営業案内。

(3)本規定に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条(1)①②③の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

第 19 条（個人情報の開示、訂正、削除）

QUICPay 会員等は、当社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第 20 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

当社は、QUICPay 会員等が入会の申し込みに必要な事項の記入もしくは申告を希望しない場合、または第 18 条乃至第 21 条に定める個人情報の取り扱いについて承諾しない場合は、QUICPay 入会を断ることや、QUICPay 会員の資格喪失手続きをとることがあります。ただし、第 18 条第 1 項(2)に記載する個人情報の利用について中止の申し出があっても、QUICPay 入会を断ることや QUICPay 会員の資格喪失手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規定末尾記載のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。）

第 21 条（契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報）

当社が QUICPay 入会を承認しない場合および第 13 条に定める QUICPay 会員退会または QUICPay 会員資格の喪失後も、第 18 条に定めるところ（ただし、第 18 条第 1 項(2)に定めるところを除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

<お問い合わせ窓口>

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談は本カードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- 2.お問い合わせ、お届け事項の変更等については下記までご連絡ください。

株式会社日専連ホールディングス 「お客様サービスセンター」

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 18 番 6 号 ☎017-776-2000

【QUICPay (nanaco) 特約】

第1条 (本特約の目的)

- 1.本特約は、株式会社日専連ホールディングス（以下「当社」という。）が株式会社セブン・カードサービス（以下「7CE」という。）と提携し、7CEが7CE所定のnanacoカード会員規約（以下「nanacoカード会員規約」という。）に定める「会員」（以下「nanaco会員」という。）に貸与したnanacoカード（ただし、券面裏面にQUICPayIDの番号が印字されているものに限る。以下「nanacoカード」という。）のうち、本決済システムに対応しうる機能を備えたnanacoカード（以下「QUICPay (nanaco) カード」という。）を使用する方法による本決済システムの利用方法を定めるものです。
- 2.本特約は、第2条に定めるQUICPay (nanaco) 会員の本決済システムの利用について第2条に定めるQUICPay (nanaco) 会員および指定本会員に適用されます。
- 3.本特約に定めのない事項については、当社等所定のQUICPay 会員規定（以下「本規定」という。）および本規定が準用する会員規約（以下「会員規約」という。）を準用し（本規定を準用するにあたっては「本カード」は「QUICPay (nanaco) カード」と読み替え、その他の用語も合理的解釈に従い読み替える。）、本規定および会員規約に定めのない事項については、nanaco カード会員規約を準用するものとします。本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、会員規約および本規定におけるのと同様の意味を有します。

第2条 (QUICPay (nanaco) 会員)

「QUICPay (nanaco) 会員」とは、本規定に定めるQUICPay 会員（以下、「QUICPay 会員」という。）かつnanaco会員のうち、本特約を承認のうえ、QUICPay (nanaco) カードを使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、当社等がこれを承認した方をいいます。

第3条 (QUICPayIDの発行および貸与等)

- 1.指定本会員およびQUICPay (nanaco) 会員になろうとする者（以下「QUICPay (nanaco) 入会申込者」という。）は、nanaco カード会員規約に基づきnanaco 電子マネーサービスに入会し7CEからnanacoカードの貸与を受けたうえ、本規定に定める本入会申し込みの際、当社等所定の「QUICPay (nanaco) 入会申込書」に記入し、または、当社等が通知もしくは公表する方法に従い、QUICPay (nanaco) カードを使用する方法による本決済システムの利用を申し込むものとします。
- 2.指定本会員およびQUICPay (nanaco) 会員と当社等との本特約に基づくQUICPay (nanaco) カードを使用する方法による本決済システムの利用に関する契約は、当社が本入会申し込みを審査のうえ承認したときに成立します。当社は、QUICPay (nanaco) 入会申込者のうち、審査のうえ承認した方に対し、QUICPay (nanaco) 会員登録完了通知を指定本会員の届出住所宛に送付し、これをもって、当社がnanaco カード裏面記載のQUICPayIDを発行、および貸与し、QUICPay (nanaco) 会員は、QUICPay (nanaco) カー

ドを使用する方法により、本決済システムの利用をすることが可能になります。なお、nanaco カードの券面の所有権は、nanaco カード会員規約に定めるとおり、7CE が有するものとします。

第4条（発行手数料）

前条の QUICPayID の発行において本規定に定める本カード発行手数料は発生しません。

第5条（有効期限）

QUICPay (nanaco) カードの有効期限は、nanaco カード会員規約の定めを準用し、QUICPay (nanaco) カード上には記載されません。

第6条（再発行）

QUICPay (nanaco) カードの破損・汚損等の理由により、QUICPay (nanaco) 会員が再発行を希望する場合、nanaco カード会員規約に従い 7CE に nanaco カードの再発行の申し込みをするものとし、7CE がこれを認めた場合に限り、nanaco カードの再発行がなされるものとします。かかる場合、当該再発行の申請の事実は、7CE より当社に通知され、これをもって、当社は当該 QUICPay (nanaco) 会員の QUICPay 会員としての資格を喪失させるものとします。再発行された nanaco カードによる本決済システムの利用を希望する方は、第3条第1項に従い、当社等に対し、再度申し込むものとします。

第7条（QUICPay (nanaco) カードの利用）

QUICPay (nanaco) 会員は、QUICPay (nanaco) カードを使用する方法による本決済システムを利用して QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けようとする場合は、QUICPay 加盟店に対し QUICPay カードを利用する旨を告知するものとします（かかる告知がない場合、nanaco カード会員規約に基づき、同会員規約に定める nanaco 加盟店から同会員規約に定める nanaco 電子マネーサービスを利用するものとして取り扱われることがあります。）。なお、QUICPay (nanaco) 会員は、QUICPay 端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される支払方法を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で QUICPay 加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、QUICPay (nanaco) 会員は、支払方法について誤りがないことを了承したものとします。

第8条（QUICPay (nanaco) カードの利用可能な金額）

QUICPay (nanaco) カードの利用可能な金額は、本規定に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、指定カードについて定められた利用可能枠から差し引かれる利用残高には、QUICPay (nanaco) 会員による QUICPay (nanaco) カード利用残高も合算されます。

第9条（QUICPay (nanaco) カードの紛失・盗難）

QUICPay (nanaco) 会員は、QUICPay (nanaco) カードを紛失または盗難にあった場合、速やかに 7CE に届け出るとともに所轄の警察署に届け出るものとします。7CE への当該届け出の内容は 7CE から当社に通知されるものとします。これをもって、当社は当該

QUICPay (nanaco) 会員の QUICPay 会員としての資格を喪失させるものとします。なお、QUICPay (nanaco) カードの紛失、盗難等により、第三者に QUICPay (nanaco) カードを使用する方法による本決済システムを利用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

第10条 (QUICPay (nanaco) 会員退会および会員資格の喪失)

QUICPay (nanaco) 会員による QUICPay (nanaco) 会員の退会および同会員資格の喪失は、本規定に定めるところに準じます。ただし、nanaco カード会員規約に基づき nanaco 会員の会員資格を喪失した場合、かかる事実を 7CE より当社に通知され、これをもって、当社は当該 QUICPay(nanaco)会員の QUICPay 会員としての資格を喪失させるものとします。なお、nanaco 会員資格の喪失により、QUICPay (nanaco) 会員資格を喪失した場合は、7CE に QUICPay (nanaco) カードを返却するものとします。ただし、QUICPay (nanaco) 会員が、QUICPay 会員の会員資格のみを喪失し、nanaco 会員の会員資格を喪失していない場合は、この限りではありません。

第11条 (本特約の改定)

将来、本特約が改定され、当社等がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay (nanaco) 会員のいずれかが QUICPay (nanaco) カードを利用した場合、当社等は、指定本会員およびすべての QUICPay (nanaco) 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

〈ご相談窓口〉

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談は本カードまたは QUICPay (nanaco) カードをご利用された QUICPay 加盟店にご連絡ください。
- 2.本カードの紛失、盗難のご連絡、または本カードもしくは QUICPay (nanaco) カードの本決済システムに関するサービス・入会・退会手続等についてのお問い合わせ、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。
- 3.QUICPay (nanaco) カードの紛失、盗難のご連絡、および nanaco カードとしての再発行のお申し込みについては、下記にご連絡ください。
- 4.本規定または本特約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の QUICPay 会員等の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

株式会社日専連ホールディングス 「お客様サービスセンター」

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 18 番 6 号 ☎017-776-2000

2020.04